

設楽町つぐ高原グリーンパーク

設楽町面の木公園施設

設楽町歴史の里 田峯城

管理業務仕様書

令和8年10月

愛知県北設楽郡設楽町

産業課

設楽町つぐ高原グリーンパーク・設楽町面の木公園施設及び歴史の里田峯城
管理業務仕様書

目次

第1	管理業務の対象となる区域及び施設の概要	
1	施設の区域	1
2	施設の概要	1
第2	施設の管理業務の基本方針	1
第3	法令等の遵守	1
第4	利用期間、時間及び休業日	
1	利用期間及び利用時間	2
2	休業日	2
第5	業務内容	
1	指定管理者の業務及び管理の基準	2
2	体制の確保	2
3	運営業務	2
4	施設管理業務	3
5	管理運営において配慮すべき事項	5
6	再委託	5
7	自主事業について	5
第6	管理運営に要する費用	5
第7	経理	
1	予算執行	6
2	立ち入り検査	6
第8	事業計画及び事業報告書の提出	6
第9	物品	6
第10	施設の維持補修・改良、更新	7

第 1 1	損害賠償等	7
第 1 2	保険への加入	7
第 1 3	リスク分担	7
第 1 4	指定期間の前に行う業務	7
第 1 5	留意事項	7
第 1 6	報告	8
第 1 7	その他	
1	引継ぎについて	8
2	指定議案が否決された場合	9
3	仕様書に定めのない事項について	9
資料 1	設楽町つぐ高原グリーンパーク・面の木公園施設及び田峯城区域図	
資料 2	設楽町つぐ高原グリーンパーク・面の木公園施設及び田峯城概要	
資料 3	設楽町つぐ高原グリーンパーク・面の木公園施設及び田峯城主要建築物	
資料 4	規則で定める利用期間及び利用時間	
資料 5	条例で定める使用料の額	
資料 6	使用料実績（令和 3 年度～令和 7 年度）	
資料 7	指定管理料実績（令和 3 年度～令和 7 年度）	
別表 1	建築物等の定期の点検・保守	
別表 2	リスク分担表	

設楽町つぐ高原グリーンパーク・設楽町面の木公園施設及び設楽町歴史の里田 峯城管理業務仕様書

この設楽町つぐ高原グリーンパーク・設楽町面の木公園施設及び設楽町歴史の里田峯城管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、設楽町つぐ高原グリーンパークと設楽町面の木公園施設及び設楽町歴史の里田峯城（以下「施設」という。）の管理を指定管理者が行うため、指定管理者が行う業務の範囲、管理の基準等、管理業務に必要な事項を定めたものである。

第1 管理業務の対象となる区域及び施設の概要

1 施設の区域

資料1、資料1-2、資料1-3における区域とする。

2 施設の名称、所在地

（1） つぐ高原グリーンパーク

所 在 地 愛知県北設楽郡設楽町津具字桧原山3番地1

（2） 面の木公園施設

所 在 地 愛知県北設楽郡設楽町津具字高笹3番119 他

（3） 歴史の里田峯城

所 在 地 愛知県北設楽郡設楽町田峯字城9番地

3 施設の概要 資料2、資料3のとおり

第2 施設の管理業務の基本方針

- 1 施設の設置に関する条例に掲げる設置理念に基づき、適正な管理運営を行うこと。
- 2 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- 3 効率的な運営に努めること。
- 4 管理運営費の削減に努めること。
- 5 個人情報の保護を徹底すること。

第3 法令等の遵守

施設の管理運営業務を行うにあたって、関連法令がある場合は、それらを遵守することとする。特に以下について注意する。

- （1）自然公園法（昭和32年法律第161号）
- （2）地方自治法（昭和22年法律第67号）
- （3）労働基準法（昭和22年法律第49号）
- （4）個人情報の保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- （5）設楽町つぐ高原グリーンパーク条例（平成17年条例第155号）

- (6) 設楽町つぐ高原グリーンパーク規則（平成１７年規則第９８号）
- (7) 設楽町面の木公園施設条例（令和２年条例第７号）
- (8) 設楽町歴史の里田峯城条例（平成１７年条例第１６０号）
- (9) 設楽町歴史の里田峯城管理規則（平成１７年規則第１０２号）
- (10) 設楽町個人情報保護条例（平成１７年条例第１５５号）
- (11) 設楽町文書管理規程（平成１７年訓令第１１号）
- (12) 施設維持、設備保守点検に関する法規
水道法（昭和３２年法律第１７７号）、消防法（昭和２３年法律第１８６号）、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）等
- (13) その他関係法令

第４ 利用期間、利用時間及び休業日

１ 利用期間及び利用時間

施設の利用期間及び利用時間は各規則のとおりとする。ただし、指定管理者が、必要があると認めるときは、町長の承認を受けて利用期間及び利用時間を変更することができる。なお、各規則に定める利用期間及び利用時間は、資料４のとおりである。

２ 休業日

施設の休業日は、指定管理者の届出により、町長の承認を受けて休業日を定める。

第５ 業務内容

１ 指定管理者の業務及び管理の基準

（業務）

- (1) 施設の利用に係る指示をすること。
- (2) 施設の利用の中止を命ずること。
- (3) その他施設を維持管理し、及び運営すること。

（基準）

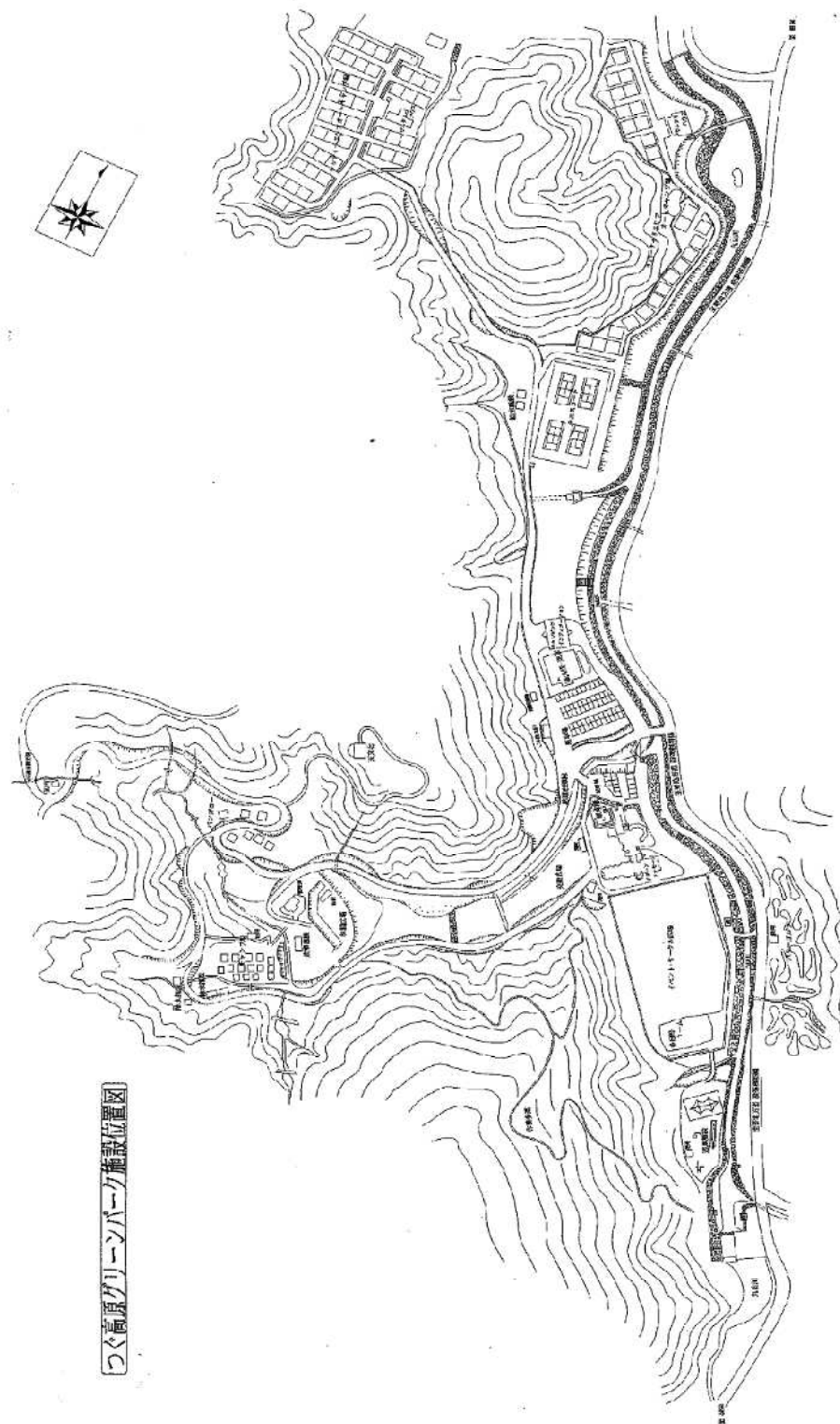
- (1) 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。
- (2) 施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱をしないこと。
- (3) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

(1) から (3) のほか、町長が定める基準

２ 体制の確保

- (1) 施設の管理運営にかかる業務を適切に実施するため、業務全体を総合的に把握し調整する総括責任者を定め、業務の開始前に町へ報告するものとする。
総括責任者を変更した場合も同様とする。

資料1 設楽町つぐ高原グリーンパーク区域図

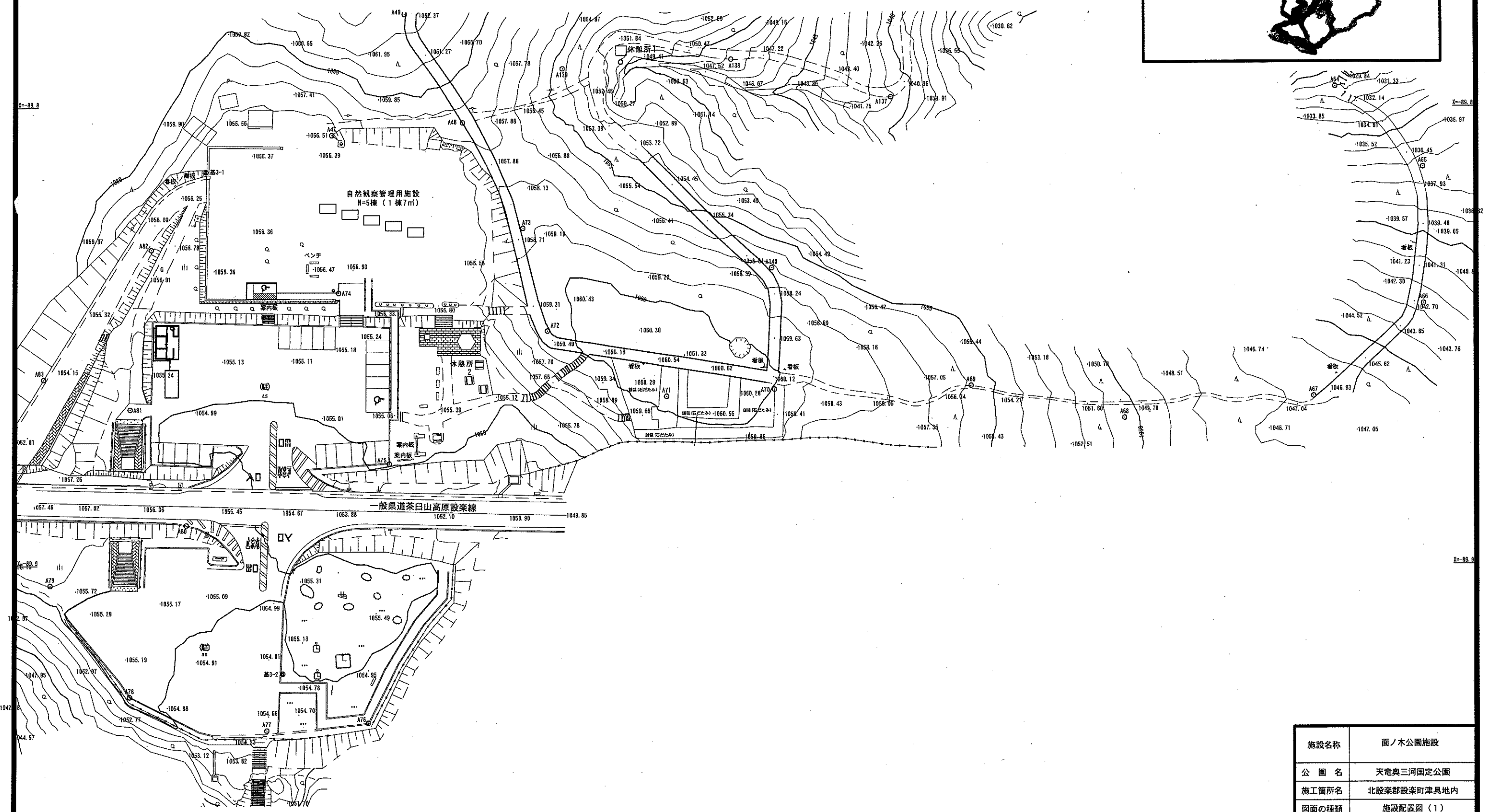
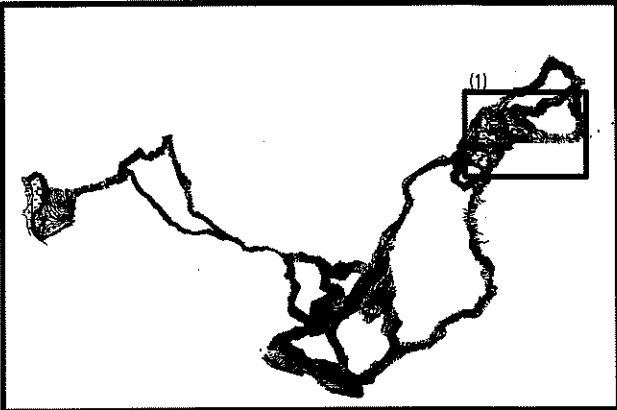


歴史の里 田峯城 区域図



施設配置図 (1)

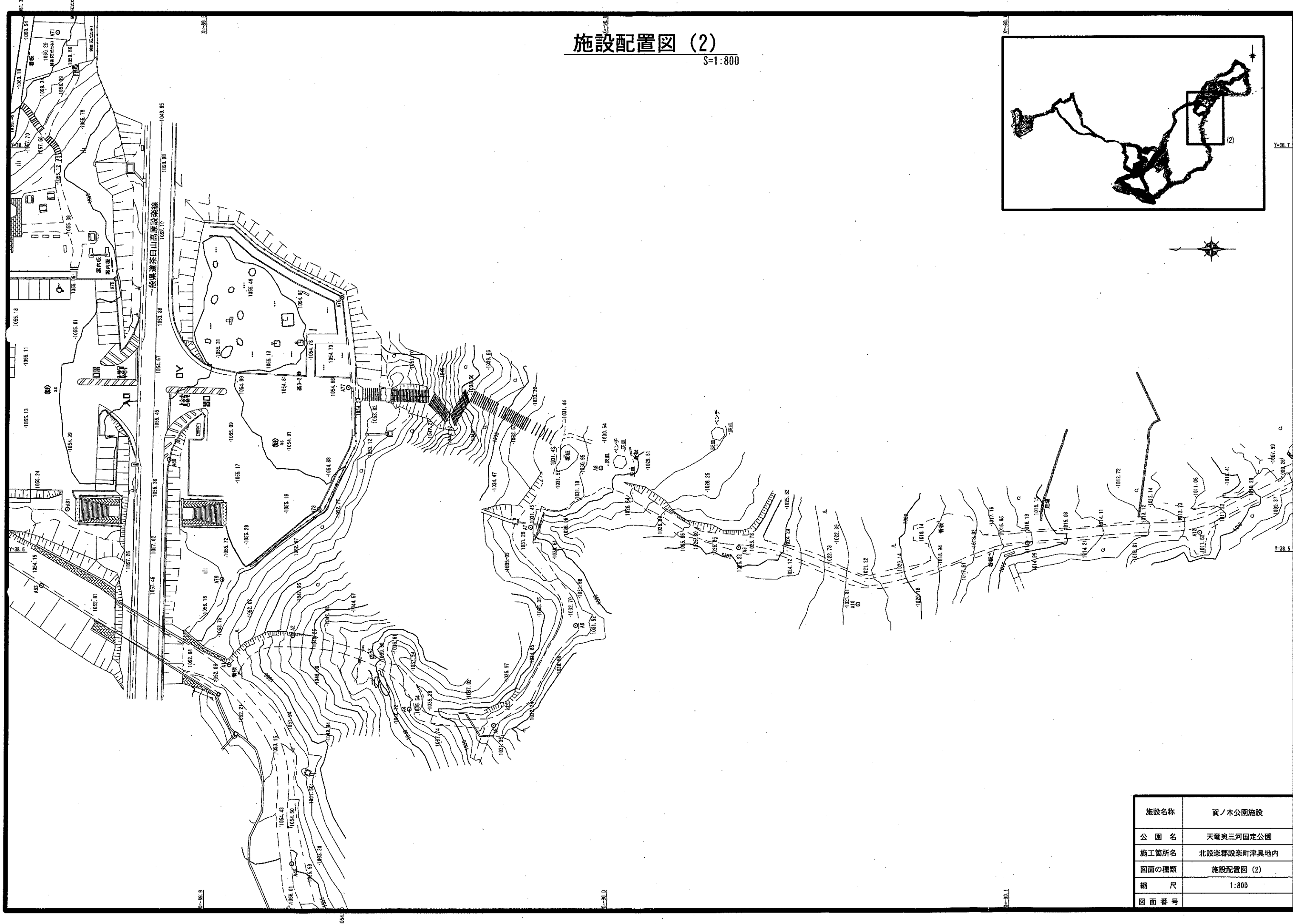
S=1:800



施設名称	面ノ木公園施設
公園名	天竜奥三河国定公園
施工箇所名	北設楽郡設楽町津具地内
図面の種類	施設配置図 (1)
縮尺	1:800
図面番号	

施設配置図 (2)

S=1:800



施設名称	面ノ木公園施設
公園名	天竜奥三河国定公園
施工箇所名	北設楽郡設楽町津具地内
図面の種類	施設配置図 (2)
縮尺	1:800
図面番号	

施設配置図 (3)

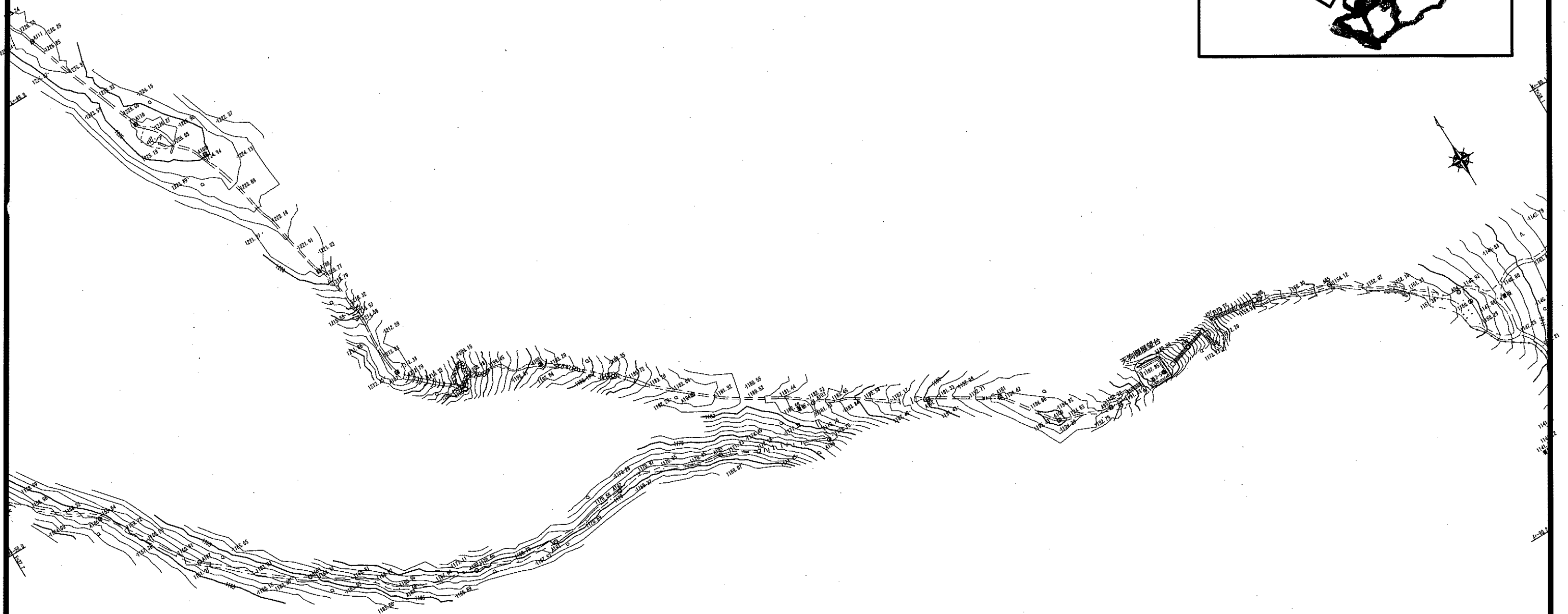
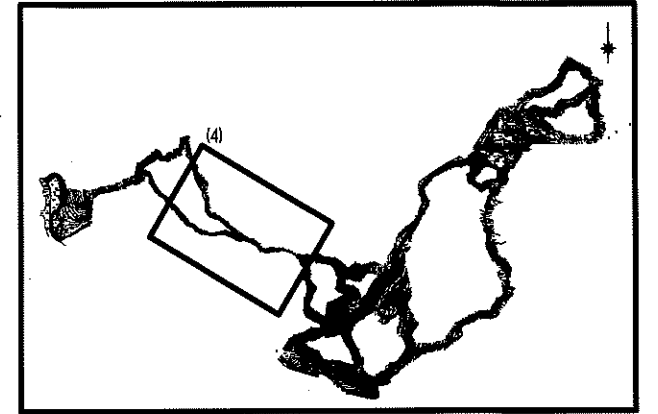
S=1:800



施設名称	面ノ木公園施設
公園名	天竜奥三河国定公園
施工箇所名	北設楽郡設楽町津具地内
図面の種類	施設配置図 (3)
縮尺	1:800
図面番号	

施設配置図 (4)

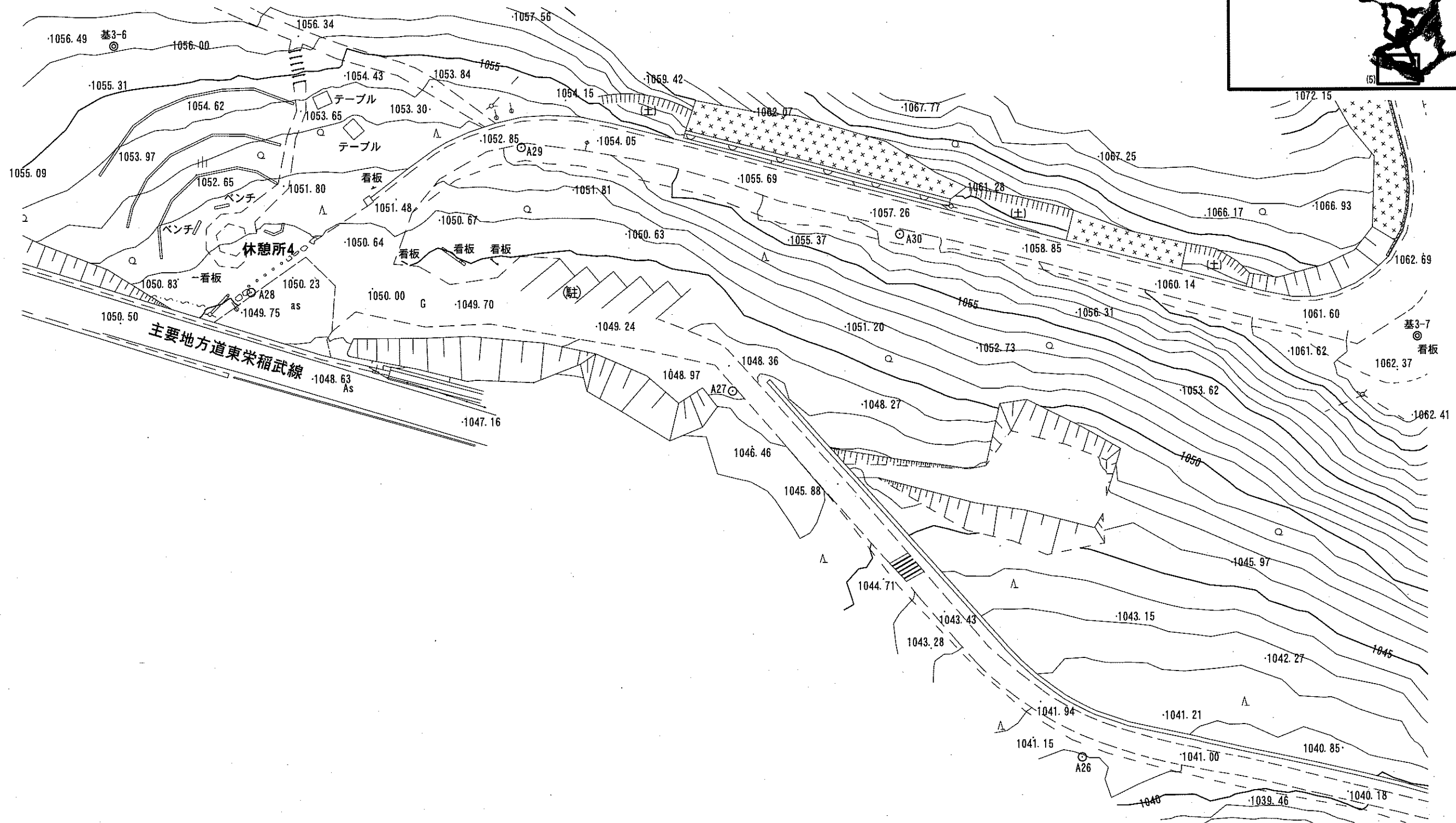
S=1:1000



施設名称	面ノ木公園施設
公園名	天竜川治水施設
施工箇所名	北設楽郡設楽町津具地内
図面の種類	施設配置図 (4)
縮尺	1:1000
図面番号	

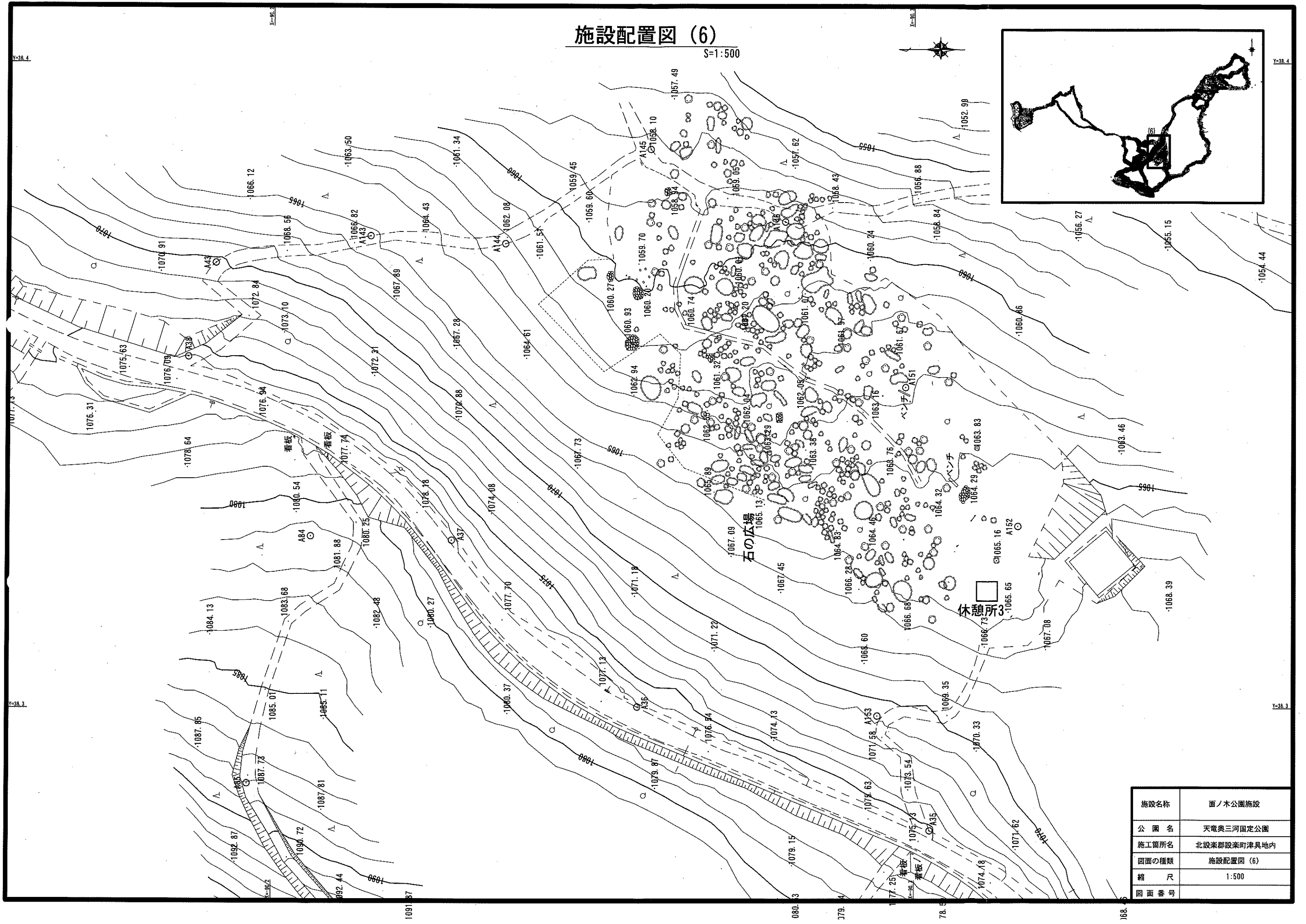
施設配置図 (5)

S=1:500



施設名称	面ノ木公園施設
公園名	天竜奥三河国定公園
施工箇所名	北設楽郡設楽町津具地内
図面の種類	施設配置図 (5)
縮尺	1:500
図面番号	

施設配置図 (6)
S=1:500



施設名称	面ノ木公園施設
公園名	天竜奥三河国定公園
施工箇所名	北設楽郡設楽町津具地内
図面の種類	施設配置図 (6)
縮尺	1:500
図面番号	

資料2 設楽町つぐ高原グリーンパーク・面の木公園施設及び設楽町歴史の里田峯城概要

1 設楽町つぐ高原グリーンパーク

(1) ふれあいの里整備事業関連施設等

イベント・サークル広場	10,000㎡	
多目的ドーム	800㎡	
暗渠排水	1ヶ所	8,500㎡
天文台	80㎡	
散策道	200m	
交歓広場 広場	200㎡	
交歓広場 四阿	40㎡	
交歓広場 便所	30㎡	
天文台作業道	1路線	280m
石積	1基1ヶ所	

(2) 森林総合利用促進事業関連施設等

林間歩道	2路線	1,939m
林間広場	1ヶ所	2,000㎡
休憩施設(四阿)	3棟	72㎡
バンガロー	6棟	129㎡
炊事施設	1棟	51㎡
総合案内施設	1棟	161㎡
給水施設	一式	
電気導入施設	一式	
便所	1棟	63㎡
その他排水処理施設	一式	
案内板	一式	
林間歩道	階段	267段
多目的研修施設	木造平屋建1棟	
ログハウス	木造2階建1棟	
歩道橋	一式	
水路	一式	
丸太柵等	一式	
植栽	かえで	34本
	ツツジ	2,908本
堰堤石積	第1堰堤石積	一式
林間広場周辺丸太柵	31段	H=0.3m L=196m
		H=0.5m L=94m
林間広場周辺法面保護	芝張	153㎡
	排水	一式
	種子吹付	1,700㎡
林間歩道	木橋1号	L=4.0m
	木橋2号	L=4.0m
	木橋3号	L=7.0m
	木橋4号	L=5.0m
掲揚塔	鋼管柱1本	H=5.0m
	鋼管柱2本	H=4.0m
配管施設	排水流末処理配管	L=150m
	バンガローガス配管	6棟
舗装路	林間広場	L=61m W=3.0m
キャンプ場周辺丸太柵		H=0.3m~0.6m L=269m
	階段	184段
キャンプ場周辺法面保護	芝張・種子吹付	3,860㎡
堰堤石積	第2堰堤石積	H=1.5m L=100m
多目的研修施設	電気・給水・汚水処理	一式
キャンプ場周辺植栽	かえで	32本
	ツツジ	490本

(3) 森林体験・交流促進施設整備事業関連施設等

オートキャンプ場	ウッドイエリア	11,944㎡	43サイト
管理施設(副管理棟)	1棟	271㎡	
給水施設	一式		
電気導入施設	一式		
排水処理施設	一式		
小川整備			
防護柵	124.5m		
電気接続	22.0m		
排水・法面保護			

(4) 農村地域ふるさと生活圏整備事業関連施設等

オートキャンプ場	リバーサイドエリア	9,436㎡	27サイト
サニタリーハウス	1棟	114.5㎡	
浄化槽		一式	
電気施設		一式	
給排水施設		一式	

(5) 社会体育施設整備事業関連施設

テニスコート	全天候型	4面	
--------	------	----	--

(6) 観光施設整備事業関連施設等

給水施設		一式	
給水施設	配水池	V=90立米	
給水施設	配水管	394m	
給水施設		一式	
駐車場	路盤・舗装整備	2,342㎡	
遊具施設	遊具なし	1,500㎡	
ゴミ焼却施設	建築面積	35.25㎡	
公衆便所	木造平屋建	1棟	
標識	案内板	1基	
	誘導看板	1基	
管理所	木造平屋建	1棟	
観光道路	舗装	L=328.3m W=5m	
公衆便所	木造平屋建	1棟	

(7) 豊川流域水源林特別対策事業関連施設

親水施設	水路工整備	63m	
------	-------	-----	--

(8) (財)矢作川流域振興交流機構地域振興事業関連施設等

観光連絡道路		L=100m W=6m	
--------	--	-------------	--

(9) 地方振興事業関連施設等

猪飼育小屋	軽量鉄骨造平屋建	1棟	
	浄化槽		
	FRP-5		

(10) 水と緑の砂防モデル事業関連施設等

丸山川	1,031m		
-----	--------	--	--

(11) その他事業関連施設等

林道開設2路線	白樺線	L=698m W=4m	
	白樺支線	L=177m W=4m	
林道舗装2路線	白樺線	L=1,338m W=3.5~4m	
	白樺支線	L=711m W=3.5~4m	
汚水処理施設	一ヶ所	一式	
電気導入	一ヶ所	一式	
電話取付	電話機2	一式	
電気導入	配電盤配線	一式	
園地造成	取付道・敷地造成	1,500㎡	
植栽整備	ヒラドツツジ・ドウダンツツジ・チンチョウゲ・ヤマツツジ	一式	
園地配水施設	排水施設・水枘・グレーチング他	一式	
プチバンガロー	13棟		
シャワー室	木造平屋建1棟	14.4㎡	
放送設備	一式		
キャビン	33棟		

2 設楽町面の木公園施設

園地	公園事業面積52ha	建物・工作物：休憩所、園地案内板、ベンチ他	
多目的施設	5棟	35㎡	
トイレ	2面（男性：小1・洋式大1、女性：洋式大2、身障者用：1）	40㎡	
駐車場	2面（①駐車区画数20②駐車区画無し）、路盤・舗装整備	2,750㎡	

3 設楽町歴史の里田峯城

御殿	構造：木造	面積：256㎡	
厩	構造：木造	面積：57㎡	
物見台	構造：木造	面積：14㎡	
大手門	構造：木造	間口：1間	
搦手門	構造：木造	間口：1間	

資料3 設楽町つぐ高原グリーンパーク・設楽町面の木公園施設及び歴史の里田峯城
主要建築物

名 称		内 容・面 積 等	備 考
森林総合利用 促進施設	研修所（総合案内施設）	1棟161㎡	
	キャンプ場	プチバンガロー14棟	
	バンガロー	10人用1棟62㎡、5人用6棟129㎡	
	便所（管理棟）	1棟63㎡	
	炊事施設	1棟51㎡	
	林間広場	2,000㎡	
	四阿	3棟72㎡	
	給水施設	給水施設一式	
森林体験・交流 促進施設	オートキャンプ場（ウッデ ィエリア）	43サイト11,944㎡、サニタリーハ ウス1棟271㎡	
	給水施設	給水施設一式	
生活圏交流・活 力施設	オートキャンプ場（リバー サイトエリア）	27サイト9,436㎡、サニタリーハウ ス1棟114.5㎡	
ふれあいの里 施設	天文台	天文台80㎡	
	イベントサークル広場	広場、多目的ドーム	
	交歓広場	広場200㎡、四阿40㎡、便所30㎡	
間伐材利用拡 大施設	研修施設	1棟287㎡	
観光施設	キャンピングインフォ メーション	49.67㎡	
	遊具施設	遊具なし 1,500㎡	
	便所	公衆便所1棟17.82㎡、道の駅公衆便 所75.36㎡	
社会体育施設	テニスコート	テニスコート4面	
面の木公園施 設	多目的施設	5棟 35㎡	
	トイレ	トイレ1棟 40㎡	
歴史の里田峯 城	御殿	木造建築 面積256㎡	
	厩	木造建築 面積 57㎡	
	物見台	木造建築 面積 14㎡	
	大手門	木造建築 間口 1間	
	搦手門	木造建築 間口 1間	

資料4 規則で定める利用期間及び利用時間

(ア) つぐ高原グリーンパーク

名 称		利用期間	利用時間
ログハウス エリア	キャンプ場	毎年4月11日 ～11月30日	バンガローは午後2時から 午前10時まで。プチバンガ ローは午後2時から翌日の 午前11時まで。キャンプ場 の日帰り使用は午前10時か ら午後9時まで。
	バンガロー（1～5人用）		
	バンガロー（6～10人用）		
	プチバンガロー		
	便所（管理棟）		終日。林間広場並びに交歓 広場を日帰りキャンプで使 用する場合は午前10時から 午後9時まで。
	炊事場		
	林間広場		
	四阿		
交歓広場			
天文台		毎年4月1日～ 翌年3月31日	午後7時30分～午後9時30分
オートキャン プ場エリア	ウッディエリア		午後2時～翌日正午。日帰 りの使用は午前10時から午 後3時まで
	リバーサイドエリア		
イベントサークル広場			午前9時～午後9時
便所（イベントサークル広場入口）			終日
会議室（グリーンメッセージ横）			午前9時～午後9時30分
遊具広場（遊具無し）			午後1時～翌日午前11時。 日帰りの使用は午前10時か ら午後4時まで
便所（遊具広場横）			
テニスコート			午前7時～日没
総合案内施設	事務室		午前9時～午後9時30分
	売店		
	食堂		

	キャンプ インフォメーション			
	便所			
道の駅施設	インフォメーションコーナ ー			午前9時～午後5時
	便所			終日
	駐車場			
パターゴルフ場	毎年4月1日～ 9月30日			午前8時30分～午後6時
	毎年10月1日～ 翌年3月31日			

(イ) 面の木公園施設

面の木公園施設	園地	毎年4月1日～ 翌年3月31日	終日
	多目的施設	毎年4月1日～ 11月30日 (月曜日休み)	午前10時～午後4時
	トイレ	毎年4月1日～ 11月30日	
	駐車場	毎年4月1日～ 翌年3月31日	終日

(ウ) 歴史の里 田峯城

歴史の里田峯城	御殿、厩、物見台	毎年4月1日～ 翌年3月31日	午前9時～午後4時
	駐車場	毎年4月1日～ 翌年3月31日	終日
	公衆トイレ	毎年4月1日～ 翌年3月31日	

資料5 使用料条例で定める使用料の額

単位：円

種類		区分	単位		金額		徴収の時期	備考		
つぐ高原グリーンパーク	ログハウスエリア	バンガロー(1～5人用)	1棟	1日	A		15,000	許可を受け た者	・1人とは、小学生以上をいう。 ・バンガローの1日は、午後2時から翌日の午前10時までとし、プチバンガローの1日は午後2時から翌日の午前11時までとする。 ・デイキャンプ、オートキャンプ及びオートキャンプの1回は午前10時から午後3時までとし、ナイトキャンプの1回は午後4時から午後9時までとする。 ・オートキャンプの1日は午後2時から正午までとする。 ・追加料金は、単位の欄中1日の時間以外に利用した場合に徴収する。 ・区分の欄中AとはB・C以外の日とし、B	
					B		16,500			
					C		18,000			
			追加料金1時間		2,000					
			バンガロー(6～10人用)	1棟	1日	A				28,000
						B				30,000
		C				32,000				
		追加料金1時間		3,500						
		プチバンガロー	1棟	1日	A		5,000			
					B		5,800			
					C		6,500			
			追加料金1棟		1,500					
	交歓広場	デイキャンプ	1人	1日1回			500			
		ナイトキャンプ	1人	1日1回			600			
	オートキャンプエリア	デイキャンプ	1人	1回			500			
			1台				1,000			
		小屋なし	1サイト	1日	A		5,000			
					B		5,800			
					C		6,500			
					D		4,500			
		追加料金1サイト		1,500						

			小屋付き	1サイト	1日	A	8,000		とは土曜日・祝祭日前日(Cの区分に係るものを除く。)及び8月8日から8月18日までとし、Cとは4月29日から5月6日及び8月8日から8月18日までとする。
						B	8,800		
						C	9,500		
						D	7,500		
				追加料金1サイト		1,500			
天文台			大人			410	許可を受けるとき	・使用料は、利用開始日までに町長が指定する日までに納付しなければならない。 ・上記使用料のうち、競技、行事の開催等に利用する場合、町長が相当の理由があると認めたときはこの限りでない。 ・大人とは中学生以上の者、小人とは小学生をいう。また、小学校入学前の者は、無料とする。	
			小人			310			
イベント・サークル広場			9時～12時			4,000			
			13時～17時			4,000			
			18時～21時			5,000			
イベント・サークル広場夜間照明			1時間			1,540			
パターゴルフ場			大人1回			520			
			小人1回			210			
テニスコート			30分1面			700			
会議室			9時～12時			1,500			
			13時～17時			1,500			
			18時～21時			2,000			
面の木公園施設	多目的施設	休憩利用	1棟	1回		無料	許可を受けるとき。	1回当たりとは午前9時から午後4時まで間の利用をいう。	
		ワークショット		平日1日		3,000		1日当たりとは午前9時から午後4時までの	
				土日		4,000			

		プ・ワーキング利用	祝日1日			利用をいう。
			1か月	15,000		1か月当たりとは休業日を除く毎月1日から毎月末までの利用をいう。

歴史の里田峯城	入城券	小・中学生	1人 1回	110	許可を受けたとき	1 団体割引は20人以上で1割引とする。
		高校生以上	1人 1回	220		
		御殿	住民 1間	9：00～12：30 12：30～16：00		
	御殿	住民以外の者 1間	9：00～12：30 12：30～16：00	1,320		

資料6 収入状況（令和3年度～令和7年度）

設楽町つぐ高原グリーンパーク

年 度	利用者数	収入金額
令和3年度	46,052 人	82,028,424 円
令和4年度	41,554 人	77,002,231 円
令和5年度	39,514 人	71,871,360 円
令和6年度	36,629 人	67,820,967 円
令和7年度	37,529 人	68,043,573 円

面の木公園施設 ※来訪者数は現地数量カウンター数を基にした推計値です。

年 度	利用者数	収入金額
令和3年度	推計データなし	0 円
令和4年度	推計データなし	0 円
令和5年度	2,346 人	0 円
令和6年度	2,408 人	0 円
令和7年度	2,286 人	0 円

設楽町歴史の里田峯城

年 度	利用者数	収入金額
令和3年度	5,153 人	1,097,720 円
令和4年度	3,791 人	791,050 円
令和5年度	4,837 人	1,002,380 円
令和6年度	3,801 人	789,420 円
令和7年度	4,200 人	864,330 円

資料 7 指定管理料実績（令和 3 年度～令和 7 年度）

設楽町つぐ高原グリーンパーク

年度	指定管理料
令和 3 年度	17,436,000 円
令和 4 年度	14,908,000 円
令和 5 年度	15,494,000 円
令和 6 年度	15,494,000 円
令和 7 年度	15,494,000 円

面の木公園施設

年度	指定管理料
令和 3 年度	1,202,470 円
令和 4 年度	4,224,000 円
令和 5 年度	4,267,000 円
令和 6 年度	4,267,000 円
令和 7 年度	4,267,000 円

設楽町歴史の里田峯城

年度	指定管理料
令和 3 年度	2,610,000 円
令和 4 年度	2,720,000 円
令和 5 年度	2,694,000 円
令和 6 年度	2,830,000 円
令和 7 年度	3,286,000 円

別表 1 建築物等の定期の点検・保守

項 目	内 容	頻度
屋根	雨漏りの有無 屋根の劣化状況 等	週 1 回
とい	堆積物・ごみの有無 変形・破損の有無 取付金具の状態 等	週 1 回
外壁	ひび割れ・破損の有無 等	週 1 回
外部建具	作動状態、施錠状態 ガラスの割れ、漏水の有無 等	週 1 回
ドア	建具・レールの変形、摩耗状況 ドアの走行抵抗の状態 等	週 1 回
床	ひび割れ・破損の有無、摩耗状況 等	週 1 回
内壁	ひび割れ・破損の有無、摩耗状況 等	週 1 回
天井	雨漏りの有無 塗装の剥落の有無 等	週 1 回
照明器具	汚損・損傷の有無、発錆状況 反射板の汚れの有無 ランプ切れ・ちらつき・異常音の有無 等	週 1 回
分電盤・開閉器	壁・床への固定状態 雨水の浸入・異常な加熱・振動等の有無 遮断機・タイマー等の性能 絶縁抵抗・接地抵抗の状態 等	週 1 回
受変電設備	加熱・油漏れ・変形等の有無 絶縁抵抗・接地抵抗の状態 等	週 1 回
給水設備・浄化槽設備	法定点検 定期点検 等	1 年 週 1 回
防火設備	法定点検	6 ヶ月
排水管、マンホール、枡等	排水状態、地盤沈下の有無、蓋の破損の有無 等	週 1 回
標識類及び備品等	汚損、変形の有無 等	週 1 回
連絡道、散策路等	破損の有無 等	週 1 回
充電スタンド	異常の有無	営業日

※関係法令等に規定されているものについては、法令等で定める回数で実施すること。

別表2 リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		町	指定管理者
物価の変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に及ぼす法令変更		○
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の税制変更		○
支払遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、町からの経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	上記の場合以外		○
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他町又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等、町が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類の内容の誤りによるもの		○
利用者や第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○